

○財務省告示第六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十四年十二月十四日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百三十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八 額最 低額 面金	七 イ 払込金						六 イ 発行額	五 イ 募入決定の									
	行争非者特	国債市	入札発	行争非者特	国債市	入札発		行争非者特	国債市	入札発	行争非者特	国債市	入札発				
千万円		千六	二千	三十一	二兆七千六百九十一億三千八百		額億	額面		込みの応募額を割り当てる。	募限度額の範囲内において各申	各国債市場特別参加者ごとの応	当てる。	ものからそのうち応募額を順次割り	各申込みのうち応募額の高い	価格競争入札発行」という。	「国債市場特別参加者・第I非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十四年十二月十四日
十二	国債市場	額八錢六厘五毛以上
十三	特別参加	額八錢六厘五毛以上
十四	非価格競	額八錢六厘五毛以上
十五	争入札発	額八錢六厘五毛以上
十六	償還期限	平成二十五年二月四日
十七	償還金額	償還金を支払う。
十八	場所	日本銀行
十九	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十四年十二月十四日